備中地区各消防長 様



DNARを告げられた場合の救急活動について(通知)

標記のことについて、救急活動時に家族や関係者からDNARである旨を告げられた場合の 対応は、次のとおり行うこととしましたので、お知らせします。

記

- 1 DNARは、本人または家族等の意思表示を受けて、医師が心肺蘇生法等の積極的な救命 処置を行わないということであり、救急要請により出場した救急隊が傷病者の観察を行った 結果、医療機関に搬送する必要がある場合には、家族や関係者に消防法に基づく救急活動を 遂行しなければならない旨を十分に説明のうえ、必要な応急処置を継続して医療機関に搬送 すること。
- 2 特定行為の実施については、インフォームドコンセントを十分に行い、家族等の同意を得 たうえで実施すること。
- 3 心肺停止状態の傷病者を不搬送とできる場合とは、各消防本部が規定する「死亡者の取扱い」、「傷病者の搬送制限」の場合であることから、それに該当しない場合にはDNARである旨を告げられた場合であっても、医療機関に搬送する必要があることを認識して活動すること。(DNAR指示は、各消防本部が規定する「搬送拒否の取扱い」、「搬送を拒んだ者等の取扱い」、「搬送等を拒否した場合の取扱い」等には該当しない。)